

京建労

請負工事総合
賠償補償制度

2025年度版

- 請負業者賠償責任保険(工事作業中の賠償事故)
 - 生産物賠償責任保険(工事完成引渡後の賠償事故)
- 仕事の目的物の損壊担保特約(全京都建築労働組合同)、
保険料確定特約(年間契約用)、作業対象物損壊担保特約(全京都建築労働組合同)

まさかの事故に備えた

工事の保険

安心の補償額 **2億円**

対人・対物共通支払限度額
(1事故支払限度額2億円、
保険期間中支払限度額10億円)
自己負担額3万円(1事故につき)

イメージキャラクター
ニツカぼっかーず京建労 建築仲間のでっかい組合
全京都建築労働組合

本部: 〒601-8448 京都市南区西九条豊田町3番地
TEL(075)662-5321 FAX(075)662-5331
ホームページ <http://www.kyokenro.or.jp/>

取扱代理店 株式会社 エスアールエム

〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A
受付時間:午前9時～午後6時(日・祝日・年末年始を除く) 京建労専用ダイヤル (075) 255-0888
TEL (075) 255-0881 FAX (075) 255-0882 <https://srm-net.co.jp/>

引受保険会社 **AIG** AIG損害保険株式会社

京都支店 〒600-8372 京都市下京区五条通大宮南門前町480 AIG京都ビル
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く) <https://www.aig.co.jp/sonpo> TEL(075)371-2111

【ご加入の皆様へ】別紙の重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)が記載されていますので、必ずご一読ください。
特に、「保険金をお支払いできない主な場合」等、皆様にとって不利益な情報が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

まさかの事故に備えた

京建労 請負工事総合賠償補償制度

請負業者賠償責任保険
(工事作業中の賠償事故)

生産物賠償責任保険
(工事完成引渡後の賠償事故)

安心



請負工事中及び完成引渡後に発生した
第三者への賠償事故による損害を補償する保険です。

(法律上の損害賠償責任の発生が前提となります)



安心の
補償額

2億円

対人・対物共通支払限度額

(1事故支払限度額2億円、保険期間中支払限度額10億円)

自己負担額3万円(1事故につき)

過去の支払事例

管工事業／生産物賠償事故

給湯配管改修工事後に配管の接続ミスにより、後日配管が抜けてしまい、各所に漏水被害を与えた。

約780万円

建築工事業／請負賠償事故

床フロア張り工事を請け負い、誤って別業者が施工した床暖房温水配管に釘を打ってしまい、破損させてしまった。

約150万円

解体工事業／請負賠償事故

窓ガラスを取り外す際に誤って落としてしまい、車2台の上にガラスをあててしまった。

約165万円

パンフレット目次

- 1 補償の内容 P.03
 - 工事作業中の賠償事故(請負業者賠償責任保険)
 - 工事完成引渡後の賠償事故(生産物賠償責任保険)
- 2 補償金額 P.03
- 3 保険期間 P.03
- 4 申込受付 P.03
 - 通常加入の場合 ■途中加入の場合
- 5 保険料 P.04
 - 業種別保険料
 - 計算例(通常) ■途中加入について ■計算例(途中加入)
- 6 ご加入方法 P.05
 - ご加入の流れ ■「加入依頼書」記入例 ■「払込取扱票」記入例
- 7 保険金をお支払いできない主な場合 P.06
- 8 お支払いする保険金の種類 P.06
- 9 事故が発生した場合 P.06
 - 事故報告書原本 P.07
- 10 告知事項・通知事項について P.08
- 11 その他 P.08

ご加入者様のお声です



S設備様

永年、この仕事をしているが事故なんか無かったし、お守りとして加入していた保険だが、いざ事故が起こったときは本当に助かりました。



A塗装様

加入して良かった。正直なところ今年の更新時期には、売上もだいぶ下がっていたので更新するか思案しましたが、周りの業者からも強く勧められ加入しました。その後の事故だったんです。ほんま大助かりですわ。



D設備様

6万円の下請配管工事で、マンションの階下へ水漏れをしてしまい、90万円弱の請求が来てしまった。この保険に加入していなかったら全て自腹で処理せなあかるところでした。儲けも無いのにほんまに助かりました。



B建築様

京建労の保険さますです。この保険には代理店の対応を含めかなり助けていただきました。保険に加入せずに仕事をするなんて考えられません。



K瓦店様

永年事故なんて無かったが、養生ミスで雨漏れさせてしまった。保険に加入していた、直ぐに対応してもらい現場の確認、立会いもスムーズに処理していただいたので、大きな問題にならずに済みました。大変助かりました。



T工務店様

下請の足場屋が足場の単管を落として隣家の自動車に当ててしまった。下請も保険に入っているものだと思っていたが何も加入していなかった。こちらの保険で対応してもらったが、本当にお世話になりました。下請業者にも保険の加入を勧めています。

1 補償の内容

請負った工事あるいは作業において、作業中または完成引渡後に、その工事の遂行もしくは仕事の結果に起因して、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、補償を受けられる方が法律上の損害賠償責任を負うことにより、被害者に支払うべき損害賠償金や裁判になった場合の弁護士報酬などの費用を補償します。【補償適用地域:日本国内】

工事作業中の賠償事故(請負業者賠償責任保険)

請負業者賠償責任保険の基本契約では、次の対人・対物事故により、加入者およびその下請負人が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 加入者の仕事の遂行に起因する対人・対物事故
- ② 加入者の仕事の遂行のために、加入者またはその下請負人が所有、使用または管理する仮設施設に起因する対人・対物事故



プレハブ住宅工事現場でアウトリガーの固定が不安定だったためクレーン車が転倒。隣家を損壊し、住人にケガをさせてしまった。*自賠責保険(対人事故の場合)、自動車保険の上乗せ補償



ビル設備改修工事中、スプリンクラーを損壊、漏水事故により什器備品に損害を与えてしまった。

作業対象物損壊担保特約(全京都建築労働組合用)

加入者の仕事の遂行により、工事場内の仕事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限ります。)に生じた損壊による損害を補償します。

保険金額 (支払限度額) (保険期間中)	自己負担額 (1事故)
1,000万円	3万円

[注]基本契約の補償金額の内枠となります。



内装工事中、壁面のエアコンをはずそうとしたところ、あやまって落下。床面を傷つけ、エアコンそのものも壊してしまいました。

工事完成引渡後の賠償事故(生産物賠償責任保険)

生産物賠償責任保険の基本契約では、次の対人・対物事故により、加入者およびその下請負人が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 加入者が行った仕事の結果に起因する対人・対物事故(請負業者賠償責任保険とセットでご契約いただくことが必要です。)
- ② 加入者が製造・販売した生産物に起因する対人・対物事故(下請負人が製造した生産物による事故を除きます。)



店舗工事の引渡し後、排水管の接続不備によりトイレの排水が漏水、階下のゲームセンターを汚損してしまいました。



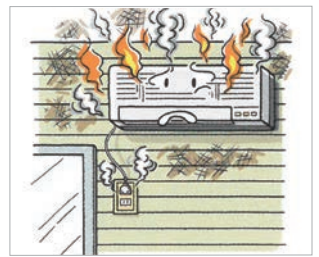
電気設備改修工事の絶縁ミス(被覆不十分)により、工事引渡し後に火災が発生。事務所の一部と什器備品を焼損してしまいました。

仕事の目的物の損壊担保特約(全京都建築労働組合用)

加入者の占有を離れた生産物または、加入者が行った仕事の引渡し後の対人・対物事故について、引受保険会社が損害賠償金として保険金を支払う場合、その生産物・仕事の目的物の損壊自体に対する賠償責任を補償します。この場合において、損壊した仕事の目的物の再施工費用に関する賠償責任も補償します。

保険金額(支払限度額) (保険期間中)	自己負担額 (1事故)
500万円	なし

[注]基本契約の補償金額の内枠となります。



エアコン設置に伴う配線工事を行ったが、施工ミスで引渡し後に火災が発生。室内の壁面だけでなく、工事の目的物であるエアコンを損壊してしまいました。

2 補償金額

安心の補償額

2億円

対人・対物共通支払限度額

(1事故支払限度額2億円、保険期間中支払限度額10億円)

自己負担額3万円(1事故につき)

(注)保険期間中支払限度額は全京都建築労働組合全体での支払限度額となります。

3 保険期間

補償年度

2025年4月1日午後4時から
2026年4月1日午後4時までの

1年間

4 申込受付

通常加入の場合

2025年3月25日までの申込みかつ振込
→2025年4月1日午後4時より
1年間補償開始

途中加入の場合

2025年4月1日以降(途中加入)の場合は、保険料払込日の翌日午前0時より2026年4月1日午後4時までを補償(ただし、3月26日~3月31日の振込があれば、通常加入として扱います。)

5 保険料

保険料は【直近会計年度(1年間)の税込売上高(1万円単位)】を基準に事業内容によって下記料率表の単価で決定します。

※売上上の端数処理については、1万円未満を四捨五入してください。

[注]複数の事業を行っている場合は、主たる事業で保険料を決定します。(主たる事業とは、年間総請負高が50%以上の事業をいいます。)

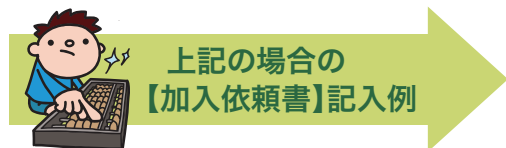
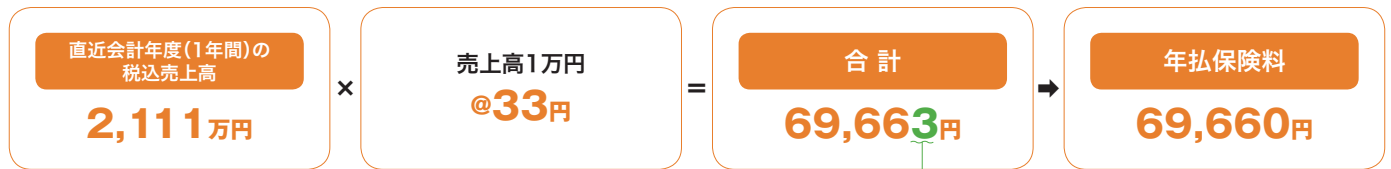
区分	A		B				C		D				E	F		G			
主な業種	ガラス工事	建具工事	建築・大工工事	鋼構造物工事	左官工事	内装仕上工事	熱絶縁工事	屋根・板金工事	建築物設備工事 (マシナリ(含含む))	コンクリート工事	ブロック工事	管工事	造園工事	道路・舗装工事	とび・土木工事	塗装工事	防水工事	給排水工事	解体工事
料率(対万円)	22円		30円				33円		42円				44円	52円		90円			

※解体専門工事の事業の方は別途ご照会ください。ご照会いただいた結果、お断りすることもあります。

※前年度保険金支払いがあった加入者につきましては、個別割増対応をさせていただきます。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

計算例(通常) [保険期間1年 2025年4月1日現在]

建築物設備工事業(年間売上高2,111万円)で通常加入の場合



保険料算出	1年間の税込売上高	料率	加入月係数	保険料
	例 2,111 万円			

途中加入について

年度の途中でも加入できます。補償年度の途中からのご加入を希望される場合は、下記の係数一覧表の計算により、ご加入希望の該当月の保険料をお振込みいただくことによって、途中加入もできます。この場合、保険期間は払込日の翌日午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。

係数一覧表 4月以降の途中加入の場合に必要となります。	加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	係数		12/12	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12

計算例(途中加入)

建築物設備工事業(年間売上高2,111万円)で途中加入(2025年10月加入)の場合



保険料算出	1年間の税込売上高	料率	加入月係数	保険料
	例 2,111 万円			

ご質問・お問い合わせ

京建労「請負工事総合賠償補償制度」取扱代理店 担当窓口 株式会社エスアールエム

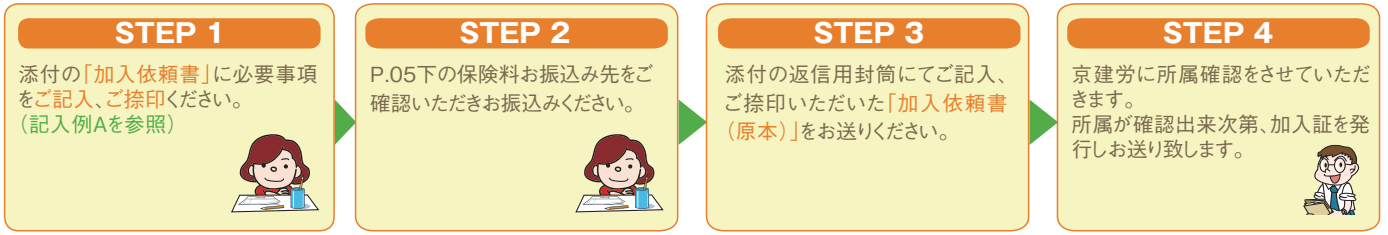
〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A

受付時間：午前9時～午後6時(日、祝、年末年始を除く)京建労専用ダイヤル(075)255-0888

TEL(075)255-0881 FAX (075)255-0882

MAIL kyokenro@srm-net.co.jp 担当【西川泰典・村上直人・加藤龍生・大野愛子】

6 ご加入方法(ご加入の流れ)



記入例A「加入依頼書」 ※オレンジの文字がご記入いただく箇所です。

組合員様の住所をご記入ください

屋号(法人名)をご記入ください

お電話番号・FAX番号をご記入ください

下記一覧の中からご記入いただき、業種に○を入れてください

直近会計年度(1年間の)税込売上高をご記入ください

※この請負工事総合補償制度の保険料は、申告に基づく直近1年の把握可能な税込売上高の総額に基づき算出されますので、把握可能な客観書類(経営事項審査結果通知書および工事経歴書)に基づく売上高をご記入ください。**事故発生時には保険会社より申告した売上高の確認があり、万一、不実の申告に基づき加入されている場合には保険金が支払われない場合があります。**

加入依頼日をご記入ください

組合員様の所属支部をご記入ください

代表者名をご記入ください

事故の際、各種ご案内をスムーズに行うため、携帯番号をご記入ください

代表者印をご捺印ください

保険料をご記入ください

建築工事業(年間売上2,111万円)の記入例

通常加入(2025年4月1日補償開始)の場合
※P.04 通常加入の場合を参照ください

途中加入(2025年10月加入)の場合
※P.04 途中加入の場合を参照ください

加入希望月に○を入れてください

他に同一の補償内容を提供する保険契約がある場合は保険会社名・保険金額をご記入ください。

全京都建築労働組合 御中 引受保険会社

請負工事総合賠償補償制度 加入依頼書 AIG損害保険株式会社

(請負業者賠償責任保険 生産物賠償責任保険)

加入番号: [] 加入依頼日: 2025年 3月 9日

組合員情報(必ずご記入ください)

組合員の住所: (フリガナ) キョウトコムテン ナカキョウコウムテン ナカキョウコウムテン ベンケイビル 6F-4A 東京都中央区新富町九西八橋井町227 番12番ビル6F-4A 所属支部: 京都中京支部

屋号(法人名): (フリガナ) キョウトコムテン 代表者名: (フリガナ) ケンチクタロウ 建築 太郎

TEL番号: 075-255-0881 FAX番号: 075-255-0882 携帯番号: 090-1234-5678 E-mail: []

※記入された連絡先は、事故発生時に必要となる連絡や各種情報提供に使用させていただきます。

※業務内容: 下記一覧の中からご記入ください。

※重要事項説明書 受領印(捺印欄)

直近会計年度(1年間の)税込売上高: 2,111万円 業種: 建築物設備工事

◆各欄には該当するものに印または所定事項をご記入ください。特に、項目名に※の付された欄に事実と異なる記載をした、または事実を記載しなかった場合には、保険契約を解除されることや保険金が支払われないことがあります。◆※の付された欄(他の保険契約、過去1年の事故を除き)に変更が生じる場合は、変更内容をご連絡ください。ご連絡がない場合や遅れた場合は、保険金が支払われないことがあります。

団体制 通常加入の場合: 2025年4月1日午後4時より 2026年4月1日午後4時まで

中途加入の場合: 振込日の翌日 午前0時より 2026年4月1日午後4時まで

1年間の税込売上高: 2,111万円 料率: [] x 加入月係数: [] = 保険料: 69,660円

※他の保険契約: [] 保険会社名: [] 保険種類: [] 保険金額合計: [] 千円

※過去1年の事故発生: [] 事故件数: [] 合計損害額: [] 千円

いすれかに○印押しください

区分	A	B	C	D	E	F	G
主な業種	建築工事	建築工事(土木)	電気工事	内装工事	設備工事	コックリ工事	雑種工事
料率(円/万円)	22	30	33	42	44	52	90
係数(材料)	12	11	10	9	8	7	6
係数(加入)	12	11	10	9	8	7	6

■保険料算出基礎数字および保険料の積算に関する注意事項(必ずお読みください)

※事故発生した場合、直近1年間の売上高を算出する保険料に課税(消費税)は、必要に応じて引受保険会社より補償料に追加請求される場合があります。組合員の経営状況の必要を考慮してご入力ください。

※この請負工事総合賠償補償制度の保険料は、直近1年間の売上高を算出するに際しては、保険期間中の請求発生による保険料変動は発生しません。税込売上高を正確にご記入ください。

※団体制加入の場合、加入依頼書に記入した売上高、および印を添付して保険料の引受けに引受保険会社に提供し、引受保険会社は、引受保険会社との間で必要事項を照会し、万一、情報提供が滞り、または、資料不足による申告不実と判断された場合は、補償開始日から起算して30日以内、または、重要事項説明書(重要事項説明書)に記載された事項を必ずご記入ください。

※印刷に当たっては、取付枚数または引受保険会社にお知らせください。また、ご印刷にあたっては、必ず「重要事項説明書(重要事項説明書)に記載された事項を必ずご記入ください。

京建労「請負工事総合賠償補償制度」取扱代理店 担当窓口 株式会社 エス・アール・エム

〒604-8151 京都市中央区新富町九西八橋井町227 番12番ビル6F-A TEL: (075) 255-0881 FAX: (075) 255-0882 MAIL: kyokenro@sm-net.co.jp 担当 西川 善典・村上 直人・加藤 龍生・大野 賢司

保険料お振込み先

他金融機関→ゆうちょ銀行へのお振込みの場合

銀行名: ゆうちょ銀行
 金融機関コード: 9900
 店番: 099
 貯金種目: 当座
 店名: ○九九 店(ゼロキユウキユウ店)
 口座番号: 0104128
 貯金者名: 全京都建築労働組合

ゆうちょ銀行からのお振込みの場合

口座記号番号: 00910-4-104128
 貯金者名: 全京都建築労働組合

※お振込時のお願い

- ・誠に恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担でお願い致します。
- ・個人事業主の場合 **屋号+代表者名をご入力いただきお振込ください。**
(例) キョウトコムテン ケンチクタロウ
- ・法人の場合 **法人名+代表者名をご入力いただきお振込ください。**
(例) カキョウトコムテン ケンチクタロウ

7 保険金をお支払いできない主な場合(免責事項) 請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

【共通】請負業者賠償責任保険および生産物賠償責任保険に共通の免責事項となります。

- ① 保険契約者、被保険者の故意による損害
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等による損害
- ③ 地震、噴火、洪水、津波・高潮等の天災による損害
- ④ 他人との損害賠償に関する特別な約定・合意により加重された賠償責任
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑥ 核燃料物質の放射性・爆発性その他の有害な特性による損害
- ⑦ 石綿またはその代替物質等の発がん性その他の有害な特性による損害
- ⑧ 初年度契約の場合で、保険契約締結の際、保険事故の発生する原因が既に存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故による損害
- ⑨ 環境汚染による損害(不測・突発的に発生した場合を除きます。)
- ⑩ 汚染物質の処理費用の支出による損害
- ⑪ 治療、介護、整容・美容等の業務およびあん摩マッサージ指圧師、はり師、弁護士、公認会計士、税理士等がその資格に基づいて行う業務による損害 など

【請負業者賠償責任保険】

- ① 被保険者(下請負人を含みます。)またはその使用者が仕事に従事中に被った身体の障害による賠償責任
- ② 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴って生じた次に掲げる財物の損壊による損害

- ・土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・その収容物・植物等の損壊
- ・土地の軟弱化、土地の流出・流入による地上の構築物・その収容物・土地の損壊
- ・地下水の増減
- ③ 仮設施設の屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵(かし)により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊による損害
- ④ 航空機、自動車*1、船*2の所有・使用・管理による賠償責任
 - *1. 工事場内の建設用工作車を除きます。建設用工作車について、自賠責保険を締結すべきときもしくは締結しているとき、または自動車保険を締結しているときは、自賠責保険・自動車保険の上乗せ補償となります。
 - *2. 工事場内で直接工事に使用または繋留されている間等の船を除きます。
- ⑤ 次に掲げる財物の損壊に対する賠償責任
 - ・被保険者の借用(リースを含みます。)、保管(占有)する財物
 - ・販売、組立、加工、修理、洗浄等のために仮施設内にある財物
 - ・仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具、道具類または材料、資材、装置、部品類等
 - ・仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- ⑥ 仕事の終了・放棄の後の仕事の結果による賠償責任
- ⑦ 塵埃(じんあい)または騒音による賠償責任 など

【作業対象物損壊担保特約(全京都建築労働組合用)】

最左欄の【共通】および【請負業者賠償責任保険】の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。
 ・被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色・摩耗・縮み・品質劣化等
 ・被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます)、加工の拙劣または仕上げ不良等
 ※【請負業者賠償責任保険】の⑤のうち「仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分」の損壊に対して負担する賠償責任に関する規定は適用しません。

【生産物賠償責任保険】

- ① 生産物または仕事の結果の回収措置に要した費用
- ② 故意・重過失により法令に違反して製造、販売した生産物、行った仕事の結果による賠償責任
- ③ 生産物、仕事の目的物自体の損壊に対する賠償責任
- ④ 生産物、仕事の結果が被保険者の意図した効能または性能を発揮できないことによる賠償責任 など

【仕事の目的物の損壊担保特約(全京都建築労働組合用)】

最左欄の【共通】および上記【生産物賠償責任保険】が適用されます。ただし、被保険者の占有を離れた生産物または、被保険者が行った仕事の引渡し後の対人・対物事故について、保険金を支払う場合、その生産物・仕事の目的物の損害自体について【生産物賠償責任保険】①③は適用されません。また、【共通】の免責事項の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。

8 お支払いする保険金の種類

この制度では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生するさまざまな費用に対して保険金をお支払いします。

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送等の被害者に対する緊急に必要な措置に要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
協力費用	引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用

※支出にあたり、事前に引受保険会社の同意が必要な費用もあります。

9 事故が発生した場合

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の発生および拡大の防止に必要な手段を講じるとともに、他人に損害の賠償請求または求償することができる場合は、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。なお、被害者との間で損害賠償額等を決定(示談)される場合は、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくこれらの手続きを怠った場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額または防止・軽減ができたと認められる損害の額などを差し引いて保険金をお支払いします。
- 引受保険会社は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決のための助言、協力を行うことができます。そのため、事故が起きた場合は、引受保険会社とご相談いただき、加入者が被害者と示談交渉をすすめていただくこととなります。

京建労「請負工事総合賠償補償制度」取扱代理店 担当窓口 株式会社 エスアールエム
 〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A
 受付時間:午前9時~午後6時(日、祝、年末年始を除く)京建労専用ダイヤル(075)255-0888
 TEL(075)255-0881 FAX (075)255-0882
 MAIL kyokenrojiko@srm-net.co.jp 担当【西川泰典・村上直人・加藤龍生・大野愛子】

「事故報告書」
 原本は
 P.07へ

事故報告書

事故発生の場合には、速やかに下記に必要事項ご記入の上、制度担当窓口【(株)エスアールエム】までFAXしてください。詳細確認後、当社からご連絡させていただきます。お客様の個人情報は、事故の調査、保険金のお支払いなどの目的以外には利用いたしません。

加入者	(フリガナ) 氏名または法人名		担当者 氏名		
	(フリガナ) 住所		E-Mail		
	TEL/FAX		携 帯 番 号		
事故または 損害発生日	年 月 日 午前・午後 時 分			天候 <input type="checkbox"/> 晴 <input type="checkbox"/> 曇 <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 雪 <input type="checkbox"/> その他()	
発生場所					
届出警察	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 有の場合：		警察署/担当官名		
事故または 損害発生状況	事故に関する状況を説明してください。↓		事故現場の状況を図示してください。↓		
	-----		-----		
	-----		-----		
	-----		-----		
	-----		-----		
事故により 発生した損害	財物の損害	損害を被った 財物の種類	損害額		
		所有者氏名	TEL.		
		住所			
	人身の損害	氏名	男・女	TEL.	
		住所			
		傷害の 部位・状況			
		病院名	入院・通院	TEL.	
	その他連絡事項				

事故報告書原本(コピーしてお使いください)

事故連絡先 担当窓口 **株式会社エスアールエム**

〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A

TEL (075) 255-0888 FAX (075) 255-0882
MAIL kyokenrojiko@srm-net.co.jp

10 告知事項・通知事項について

告知事項

ご契約者および被保険者になる方は、保険契約を締結いただく際、加入依頼書記載事項(保険契約申込書)について、引受保険会社に事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。主な項目は、次のとおりです。

- 1 貴社の業務内容 2 貴社の売上高 3 同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含む)の有無およびその内容
- 4 過去1年間における、この契約で補償対象となる事故の有無およびその内容 など

なお、故意または重大な過失により、加入依頼書記載事項(保険契約申込書)について保険会社に知っている事実を告げられなかった場合や事実と異なることを告げられた場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知事項

ご契約者または被保険者には、ご契約の後、通知事項(加入依頼書記載事項のうち、通知義務の対象として加入者証に記載した項目をいいます。)に変更が生じる場合は、事前[※]に取扱代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、変更の承認請求を行っていただく義務(通知義務)があります(事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なく、ご連絡いただく義務があります。)主な項目は、次のとおりです。

- 1 貴社の業務内容 2 貴社の売上高

引受保険会社では、ご通知いただいた内容に基づき、ご契約の変更を承認させていただきます。この場合、保険料の返還または追加請求をさせていただきます場合があります。追加保険料の払込みが行われない場合は、保険金をお支払いできないことや保険契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

なお、通知事項にかかる変更のご連絡がない場合やご連絡が遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などにおいては、この保険契約を解除させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

11 その他

■ このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

■ 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

労災上乘せなら 京建労「業務災害補償制度」!

- こちらも是非合わせてご検討ください。
- 詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 詳しくはパンフレットをご覧ください。

京建労専用制度 2024年8月

業務災害補償制度

2024年度版

■ グループ傷害保険
労働者災害補償法(労災)と併用し、事業場による労務管理目的、労災(労災)・後遺障害補償金および後遺障害補償金のみを主たる目的(プランBのみ)、後遺障害補償金の支払条件変更に関する特約、年額保険金支払特約(プランB・Bのみ)等あり

経営加点対象制度

仕事中のケガの保険

京建労 建築仲間のつがい組合 本部：〒001-8448 東京都港区西九条豊田町3番地
 TEL:075692-5321 FAX:075692-5333
 ホームページ: <http://www.kyokenro.or.jp/>

取扱代理店 **株式会社 エス・アール・エム** 引受保険会社 **AIG損害保険株式会社**

本社 〒004-0012 東京都中央区新富町三丁目1番1号 TEL:03-5561-0010
 支店 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL:03-5561-0010
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL:03-5561-0010

【このパンフレットは】このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、パンフレットをいただいた方、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。有効期限【2025年9月】

事故事例 (下記は想定事例です。)

造園工事業

状況：ブロック塀撤去工事で垣根をまたいだ時に左足が引っ掛かり転倒し、その際に左肩を強く打った。
 支払保険金：520,000円

とび・土木・解体工事業

状況：穴あけ機械を使用中に、誤って右手を傷つけてしまった。
 支払保険金：2,000,000円

建築工事業

状況：工事資材をダンプに積み込んで荷台から降りる際に、足を踏み外して転落し右足かかとを強く打って粉砕骨折した。
 支払保険金：540,000円